

○糸島市企業等立地促進条例施行規則

平成22年1月1日

規則第142号

改正 平成23年3月18日規則第4号

平成24年7月24日規則第17号

平成26年3月5日規則第14号

平成28年3月29日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市企業等立地促進条例（平成22年糸島市条例第130号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定地域)

第2条 条例第2条第7号に規定する市長が指定する地域は、市域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び準工業地域並びに糸島市企業立地推進計画に定められた地域とする。

(奨励措置の対象となる業種)

第3条 条例第5条第2号に規定する業種は、次に掲げるものとする。

- (1) 製造業
- (2) 情報通信業
- (3) 運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業
- (4) 学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関
- (5) その他市長が特に認める業種

2 前項各号に掲げる業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。

(認定の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除の奨励措置の認定を受けようとする事業者は、操業日の属する年度の1月31日（操業日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日）までに奨励措置（課税免除）認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の規定により雇用奨励金の交付の奨励措置の認定を受けようとする事業者は、操業日から1年3月を経過した日後1月以内に奨励措置（雇用奨励金）認定申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができる。

(平23規則4・一部改正)

(認定の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、認定の可

否を決定し、奨励措置（課税免除）認定決定通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、奨励措置（雇用奨励金）認定決定通知書（様式第4号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（変更の申請）

第6条 条例第8条の規定による変更は、認定申請内容変更申請書（様式第5号）により行わなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、その変更に係る事実を証する書類を添付させることができる。

- 2 前項の申請のうち、固定資産税の課税免除の奨励措置の認定の申請後に新たに取得した固定資産（課税免除の奨励措置が適用される最終年度の前年度の1月1日までに取得したものに限り。）に係るものについては、当該固定資産の取得日の属する年度の1月31日（取得日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日）までに行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、認定申請内容変更承認決定通知書（様式第6号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（平24規則17・一部改正）

（適用事業者の承継）

第7条 条例第9条の規定により適用事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに適用事業者承継申請書（様式第7号）に、原則として、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 承継した事実及び期日を証する書類
- (2) 事業内容を明らかにした事業計画書
- (3) 承継する企業等の市税、本市に関する使用料等の納付を証する書類
- (4) 承継する企業等の登記事項証明書及び定款の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、適用事業者承継承認決定通知書（様式第8号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（操業の廃止等の届出）

第8条 条例第10条の規定による届出は、操業廃止（休止）届（様式第9号）により行わなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、条例第11条の規定により適用事業者の認定を取り消したときは、適用事業者認定取消通知書（様式第10号）により当該適用事業者にその旨を通知するものとする。

る。この場合において、当該取消しの効力は、取消しの事由が発生した時点に遡って生じるものとする。

(この規則に定めがない事項)

第10条 固定資産税の賦課徴収に関し、この規則に定めがない事項については、地方税法(昭和25年法律第226号)及び糸島市税条例(平成22年糸島市条例第59号)の例による。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の前原市企業等立地促進条例施行規則(平成17年前原市規則第24号)、二丈町工場等設置奨励に関する条例施行規則(昭和63年二丈町規則第12号)又は志摩町企業立地促進条例施行規則(平成20年志摩町規則第5号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成23年3月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月24日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月5日規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

奨励措置（課税免除）認定申請書

年 月 日

糸島市長 様

（申請者）

主たる事務所の所在地

名 称

ふりがな

代表者氏名 (※)

生年月日

性 別 男・女

電 話 ()

※個人にあつては、住所、氏名、生年月日及び性別

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

奨励措置（課税免除）の認定を受けたいので、糸島市企業等立地促進条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
奨励措置の内容	固定資産一覧表のとおり 年度課税分～ 年度課税分まで
操 業 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 土地又は建物の売買又は賃貸借の契約書等の写し (2) 投下資本明細書 (3) 事業内容を明らかにした事業計画書 (4) 市税、本市に関する使用料等の納付を証する書類 (5) 登記事項証明書及び定款の写し (6) 固定資産一覧表 (7) その他市長が必要と認める書類 ()
【事務処理欄】	

注 暴力団を利することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に照会する等の調査をする場合があります。

様式第2号（第4条関係）

奨励措置（雇用奨励金）認定申請書

年 月 日

糸島市長 様

（申請者）

主たる事務所の所在地

名 称

ふりがな

代表者氏名 (※)

生年月日

性 別 男・女

電 話 ()

※個人にあつては、住所、氏名、生年月日及び性別

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

奨励措置（雇用奨励金）の認定を受けたいので、糸島市企業等立地促進条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
奨励措置の内容	円（20万円× 人）
操 業 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 土地又は建物の売買又は賃貸借の契約書等の写し (2) 投下資本明細書 (3) 事業内容を明らかにした事業計画書 (4) 市税、本市に関する使用料等の納付を証する書類 (5) 登記事項証明書及び定款の写し (6) 新規雇用従業員名簿(氏名、住所、雇用年月日が分かるもの) (7) その他市長が必要と認める書類
【事務処理欄】	

注 1 既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができます。

2 暴力団を利用することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に照会する等の調査をする場合があります。

様式第3号(第5条関係)

奨励措置(課税免除)認定決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請があった奨励措置(課税免除)認定について、下記のとおり決定しましたので、糸島市企業等立地促進条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

記

決 定 区 分	可 ・ 否
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
奨 励 措 置 の 内 容	① 年度課税分～ 年度課税分まで 固定資産一覧表に示す固定資産に係る固定資産税の100分の100の課税免除 ② 年度課税分～ 年度課税分まで 固定資産一覧表に示す固定資産に係る固定資産税の100分の50の課税免除
操 業 日	年 月 日
認 定 条 件	
備 考	

<審査請求等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号(第5条関係)

奨励措置(雇用奨励金)認定決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請があった奨励措置(雇用奨励金)認定について、下記のとおり決定しましたので、糸島市企業等立地促進条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

決定区分	可・否
事業所の名称	
事業所の所在地	
奨励措置の内容	雇用奨励金の交付額 円(20万円× 人)
操業日	年 月 日
認定条件	
備考	

<審査請求等>

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第5号(第6条関係)

認定申請内容変更申請書

年 月 日

糸島市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

(※)

電 話()

※個人にあつては、住所及び氏名

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が

必要です。

奨励措置の認定を受ける際に申請した内容を変更するので、糸島市企業等立地促進条例第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
変更事項	
変更の理由	
添付書類	
【事務処理欄】	

様式第6号(第6条関係)

認定申請内容変更承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請があった認定申請内容変更について、下記のとおり決定しましたので、糸島市企業等立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

記

決 定 区 分	可 ・ 否
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
変 更 事 項	
備 考	

<審査請求等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第7号(第7条関係)

適用事業者承継申請書

年 月 日

糸島市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

(※)

電 話()

※個人にあつては、住所及び氏名

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が

必要です。

適用事業者の認定に係る事業を承継したので、糸島市企業等立地促進条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事由	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> その他()
承継の理由	
添付資料	
【事務処理欄】	

様式第8号(第7条関係)

適用事業者承継承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請があった適用事業者承継承認について、下記のとおり決定しましたので、糸島市企業等立地促進条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

決 定 区 分	可 ・ 否
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
事 由	
備 考	

<審査請求等>

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第9号(第8条関係)

操業廃止(休止)届

年 月 日

糸島市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

(※)

電 話()

※個人にあっては、住所及び氏名

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が

必要です。

操業を廃止・休止するので、糸島市企業等立地促進条例第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事由	<input type="checkbox"/> 操業廃止 <input type="checkbox"/> 操業休止
操業廃止年月日又は操業休止期間	
操業廃止又は操業休止の理由	
【事務処理欄】	

様式第10号(第9条関係)

適用事業者認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日 第 号で認定した適用事業者を下記のとおり取り消しましたので、糸島市企業等立地促進条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
奨励措置の内容	
取消しの理由	
取消しの効力が発生した日	年 月 日
備 考	

<審査請求等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第1号（第4条関係）

（平26規則14・全改）

様式第2号（第4条関係）

（平26規則14・全改）

様式第3号（第5条関係）

（平28規則22・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

（平28規則22・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

（平28規則22・一部改正）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

（平28規則22・一部改正）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第9条関係）

（平28規則22・一部改正）